

## 社会福祉法人城島福社会役員等報酬規則

### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人城島福社会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）評議員及び顧問（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員等にかかる役員報酬は、支給しないものとする。ただし、理事長については、社会福祉法人城島福社会理事長専決規程に基づく法人業務遂行に従事する報酬として月額200,000円を支給する。  
2 役員等に対し、別表1に定める報酬を支給する。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。  
2 交通費の実費が次の費用弁償を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払う事ができる。  
3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

第4条 本規則は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附則

1. この規則は平成 29 年 6 月 14 日（定時評議員会の議決日）から施行する。
2. この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。（第 2 条の変更）
3. この規則は、令和 5 年 6 月 28 日から施行する。
4. この規則は、令和 6 年 6 月 27 日（定時評議員会の議決日）から施行する。

（第 2 条の追記・第 3 条の変更）

別表 第1

役職名		報酬額 日額	費用弁償額 実費相当額
理事	町内	5,000	
監事	町外	5,000	
評議員		5,000	
顧問		5,000	